

令和2年度 社会福祉法人いいたて福祉会事業計画

1. 令和2年度 社会福祉法人いいたて福祉会事業計画・・・	1
2. 令和2年度 特別養護老人ホームいいたてホーム事業計画	2~11
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2~4
(1) ひだまりの家事業計画・・・・・	5
(2) ぬくもりの家事業計画・・・・・	6
(3) やすらぎの家事業計画・・・・・	7~8
(4) せせらぎの家事業計画・・・・・	9
(5) だんらんの家事業計画・・・・・	10
(6) こもれびの家事業計画・・・・・	11
令和2年度 いいたてホーム医務室事業計画・・・	12~13
令和2年度 廉価事業計画・・・・・・・	14
3. 令和2年度 いいたて在宅介護支援センター 指定居宅介護支援事業計画・・・・・	15~16
4. 令和2年度 事務室事業計画・・・・・・・	17

令和2年度　社会福祉法人いいたて福祉社会事業計画

1. 基本方針

地域福祉の拠点を担うため、地域と共に快適に過ごせる場の提供、将来への安心感に繋がるサービスを継続、提供して行く。

また、人材不足等に係る問題や課題は、経営及び運営においても大きな影響をもたらすことから、法人役員として定期的な理事会及び評議員会、監事会を開催し諸問題等を解決し、安定した基盤づくりに取り組む。

2. 事業内容

<理事会> 4ヶ月を超える間隔で2回以上（年3回以上）

理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

※ 事業計画、予算、事業報告、決算の承認等

<評議員会> 会計年度終了後3ヶ月以内に1回（年1回）

以下の事項について決議する

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

※ その他必要に応じ適宜、理事及び評議員を召集し審議する。

3. 役員研修等

- (1) 県等が主催する研修会に参加

新着情報や制度改正等をいち早く収集し、安定な基盤づくりを行う。

- (2) 関係機関が主催する研修会に参加

情報を共有し、新しいものの取り組みや改善を試みる。

4. その他

今後の経営方針、運営戦略について

役員は、法人経営の安定を目指し次の件について協議する。

- ・人材確保のための施策
- ・在宅福祉サービス及び新たな事業再開の検討

令和2年度 特別養護老人ホームいいたてホーム事業計画

1. 基本方針

施設での生活が、居心地良くあたり前の生活が送られるよう、一人ひとりの身体状況に応じた援助を提供する。また、自己決定を主体とする生活の場で、「その人らしい生き方」を実現するため、心に寄り添い、日々のケアを多職種間との連携を図りながら諦めないケアをしていきます。

新たな入居者を迎えるよう、業務の見直しは勿論、地域との関わりの時間を大切に交流の場を提供、開かれた施設と、「いいたてホームの介護の質」を落とさないケアを心がけていきます。

2. 重点目標

(1) 暮らしに寄り添う

① 生活の場

- ・ 生活の場として、居心地が良いと感じられる環境づくりに努めます。
- ・ ご家族が面会に来られる機会を促進し、寛げる場所づくりをしていくと共に、何でも話せる信頼関係を築き上げます。
- ・ 外出できない時期は、四季の行事やレクリエーション等を充実させ気分転換やメンタル面のケアに力を注ぎます。

② 自立支援

- ・ 持っている能力が最大限に引き出せるよう支援していきます。
- ・ 自分の意思で自己決定できる環境を大切にしていきます。
- ・ 個々にあった役割をつくることで、生きがいづくりへの支援をしていきます。

③ 認知症ケア

- ・ 言動に寄り添い、理解を深め、尊厳の意識を高めていきます。
- ・ 生活習慣となっていることが継続できるよう支援していきます。
- ・ 生活リズムを大切に個々のスタイルが守られるよう支援していきます。
- ・ ケアの統一と継続が図れるよう「ケアシート」を活用、多職種間との情報の共有に努めています。

④ 重度化ケア

- ・ 心身の状態把握と、ケアの見直しを随時行い機能低下防止に努めています。
- ・ 住み慣れた環境、顔なじみの職員との信頼関係を継続すると共に、プライバシーが保たれるようにしていきます。
- ・ ご利用者や家族・職員間で情報を共有し、定期的なケア会議を持ち、統一したケアを継続していきます。

⑤ その人らしい最期を迎える（看取り）

- ・ その人らしい最期を迎える大切な時間への支援を、ご本人やご家族と話し合い、理解を深めきめ細やかに支援していきます。
- ・ なじみの職員によるケアがあり、聞きなれた音や匂い、いつもと変わらない環境で、ご家族や友人が気兼ねなく面会できるよう工夫し、少しでも不安を解消できるよう支援していきます。
- ・ 看護職員、栄養士、厨房職員等の協力を得、日常の暮らしが安楽に過ごせるように総合的なケアをしていきます。

(2) 職員一人ひとりの意識を高めていく

① 職員育成

- ・新任職員のオリエンテーションの充実を図り、不安なく施設ケアに取り組めるようにしていきます。
- ・現任職員の介護技術、専門的知識を深める勉強の場を設け、心身的に重度化されていく方のケアを、お互いに不安なく行えるようにしていきます。
- ・職員が各委員会等に所属し、キャリアアップを目指せる環境づくりをしていきます。
- ・介護・医療・栄養等の多職種間での意見交換を行い、より質の高いケアを目指していきます。
- ・職員間で、馴れと信頼関係の区別をつけると共に、ケアの質の継続、尊厳を持ったケアが全職員で取り組めるよう定期的に業務見直しをしていきます。

(3) 地域との連携

① 社会との繋がり

- ・外出支援（買い物や外食等で交流を行い、社会との繋がりを継続していきます。）
- ・ボランティアの協力（自分の楽しみや趣味が継続できる環境をつくります。）
- ・村内イベントへの参加（地域交流を目的に文化祭や敬老会等へ参加。）
- ・村内こども園、小学生との交流
- ・行事を通して、地域の方々との交流（夏祭り等）

3. 具体的な施策

(1) 個別ケア（自立支援）

- ① ミニデイ（自立支援を目的に月2回、施設内でデイサービスを開催。今年度も普段の生活にメリハリを持って頂く。
 - ・ユニット間の交流
 - ・在宅で行ってきた調理等の作業。
 - ・普段の生活から離れることで外出気分を味わう等の支援をしていきます。
- ② クラブ活動（趣味や得意作業が行える場を設け、生活の中に生きがいと楽しみが持てるよう支援していきます。また、地域のボランティアの協力も得ていく。）

(2) 各委員会の充実

- ① 職員が各委員会に所属し、専門的知識を習得、専門及び具体的なケアに取り組めるよう委員が中心となり改善や向上に繋げていく。

ア) 食事、口腔ケア委員会

口腔内の衛生は勿論、食事を美味しく摂って頂くためのケアを目標として、用具の選定や統一したケアができるよう常に見直していきます。

イ) 入浴委員会

安全に快適に入浴して頂くための入浴方法と環境整備、また、皮膚トラブルを抱えている方のケア検討をしていきます。

ウ) 排泄・褥瘡防止対策委員会（排泄委員会と褥瘡対策委員会を兼ねる）

排泄に関しては、その方法から排泄の環境を整える検討をしていく。また、ベッド上で休んでいる方のポジショニングの勉強会や、安楽な体位と褥瘡予防について検討していきます。

エ) ケアプラン・ユニットケア委員会

ケアマネジメント、サービス計画等について理解を深め、ケア会議等でケアの見直しの時期や介護内容を周知、専門的知識を高められるようにしていきます。

また、日常のケアが、業務優先とならないケアが行えるよう、「ユニット方式」の良さを再度見直す。そのためにユニットケアの勉強と個々の生活に添った24Hシ

ートの活用でケアの統一を図ります。

オ) リスクマネジメント委員会

委員会は家長が主となり、インシデント、アクシデント、ヒヤリハットに対する意識を高め、事故を未然に防げる力を持つと共に、継続性のあるケアが行えるようになります。

また、アクシデント発生時には、速やかに問題を解決できるよう、即、ケア会議を行い、内容を検討し、改善方法等を職員会議において周知していきます。

カ) 環境委員会

家長が主となり、施設内の環境整備に努め、住みやすい環境作りを図ります。

(ワックスかけ、車いす洗浄、ベッド周囲清掃等)

キ) 身体拘束・虐待防止委員会

施設内での身体拘束・虐待が行われていないかを定期的に確認し、安心してケアが受けられる環境を提供していきます。また、身体拘束、虐待の勉強会を開催しその危険性等について理解を深めていきます。

ク) 行事委員会

家長が主となり、年間の行事を計画し、日程や内容を検討していきます。

(3) 会議の充実

① 家長会議の充実

- リーダーとしての自覚を持ち、常に向上心を持ってケアに取り組みます。
- 家職員のまとめ役として、協調性を保ちながら職員を「支持」していきます。
- 会議の目的を明確化。お互いに情報交換や相談の行える場にしていきます。
- 提供するケアの問題点を発掘し、職員間で共有し、業務見直しを行います。

(行事、環境委員を兼務する)

② ケア会議の充実

- アクシデントが発生したら、速やかに家内においてケア会議を開き、同じ事故を繰り返さない対策をとります。
- 家内会議において、1か月毎ニーズ把握と統一したケアの確認を行います。

③ 職員会議の充実

- 各家の現況報告と取り組み状況、課題及び相談等の場とします。
- 職員のレベルアップのため、介護・医務・栄養から「なんでも勉強会」を持ち、介護技術は勿論、職員としての心構え等の基礎的部分に戻り再度確認していきます。

④ 家内会議

- 各家での取り組みを話し合い、統一したケア方針を立ててていきます。
- 共通した情報を得、協力・信頼・刺激し合うことで、職員一人ひとりのレベルアップと、利用者のための「家づくり」を行っていきます。
- 各家内職員のコミュニケーションの場として充実させていきます。

(4) 年間行事

月	内 容	月	内 容	月	内 容
4	家族会総会、花見交流会	8	ホーム夏祭り	12	クリスマス会、餅つき
5	花見ドライブ	9	敬老会	1	新年会
6	外食・ドライブ	10	外食ドライブ	2	節分、豆まき
7	七夕会	11	芋煮会、ミニ運動会	3	ひなまつり

令和2年度 ひだまりの家事業計画

1. 目標

ご利用者一人ひとりの自発性と特性を活かし、穏やかに「自分らしい生活」が送れるようお手伝いをする。

2. 方針

- (1) ご利用者の現存機能の維持に努める。
- (2) 日々笑顔で穏やかに安心して過ごせるよう優しいケアに努める。

3. 具体的計画

- (1) ご利用者一人ひとりに合った生活リズムとスタイルを尊重する。
- (2) 個々の性格に合わせた声掛けや環境作りに努める。
- (3) 統一したケアと多職種間のチームワークを強め、情報の共有に努める。
- (4) ご家族の方からの情報収集に努め生活に反映する。
- (5) 観察力を養うと共に身体面、精神面を常に把握し、負担にならない細やかなケアに努める。

4. 生活面について

(1) 食事

- ① 一緒に料理を作る事で、現存能力を引き出すと共に達成感を味わって頂く。また、五感を刺激し“食”的楽しみを感じて頂く。
- ② 食前体操を行う事で、飲み込める等の環境を整え嚥下機能低下と誤嚥予防に努める。
- ③ 食の好みや食欲状況に合わせ、他職種との連携の下、柔軟に対応する。

(2) 排泄

- ① 言葉遣いに注意し、自尊心・羞恥心・プライバシーに配慮する。
- ② 個々の尿量、尿臭に合わせ、隨時パットを選定することで皮膚の悪化防止に努める。
- ③ 尿臭、尿色の観察を怠らないようにし、異常が見られた時は、即、看護師と連携早期に対応する。
- ④ 快適に排泄が出来るよう食物纖維等で個々にあった排泄調整をする。

(3) 入浴

- ① 状態の変化に合わせた入浴方法を検討し、また、内出血や裂傷等のないよう、安全・安楽に入浴が出来るよう支援内容を統一、職員間で共有していく。
- ② 拒否のある方に対し、声掛けや環境作りに努めスムーズに入れるようにする。
- ③ 個々に合った保湿クリームを使用しスキンケアに努める。
- ④ 入浴剤を数種類準備し、いつもと違った雰囲気の中で入浴が楽しめる日を設ける。

(4) 生活

- ① 状態変化を見逃さないよう、観察力・洞察力を身に着け、体調の悪化防止に努める。
- ② 現在の状態を維持出来るよう、ラジオ体操、レクリエーション等で身体を動かすことでの機能低下の予防に努める。
- ③ リフレッシュを目的に、行事や外出（ドライブ、外食）を設ける。
- ④ 洗濯物・おしぼり・新聞たたみ・料理等、一緒に出来る作業を大切にし、役割を持って頂く事で、生きがいや達成感、充実感を持って頂く。
- ⑤ 口腔ケアは、個々に合った用品、洗口液を使用し口腔内の環境を整え、誤嚥性肺炎予防、口臭予防に努める。
- ⑥ 認知症の関わりとして、基本に戻り、否定せず・優しく会話・傾聴する。また、不穏の場合は原因を探り不安の解消に努める。
- ⑦ センサーマットの必要性を職員間で共有し、安全を第一に考えセンサーマットの有無を適宜話し合い、検討する。
- ⑧ ご利用者同士のトラブルが起きないよう、常に各々の様子観察や意見を聞く。
- ⑨ 終末期に於いては、ご本人の意思と家族の思いを考慮しつつ、最期まで孤独にならないような環境作りと、質の良い生活を送って頂けるケアに努める。また、身体的、精神的緩和に努め、安楽に時間を迎えられるよう、きめ細やかなケアにあたる。
- ⑩ 家会議は、職員同士気軽に話し合い、自由に意見交換が出来る雰囲気作りに努める。また、委員会での決定事項は委員が積極的に家に持ち帰り周知する。

令和2年度 ぬくもりの家事業計画

1. 目標

一人ひとりの生活を大切にし、居心地の良い居場所作りを目指します。

2. 方針

(1) 生活スタイルに合わせた居心地の良い“居場所づくり”を提供していきます。

(2) 申し送りの徹底。

(3) 情報の共有をしながら、より良いケアを提供出来るようにしていく。

3. 具体的な計画

(1) 常に笑顔や挨拶を忘れない。

(2) 日々のケアを通じ“必要とされるケア”とは何かを考えながらケアを行う。

(3) 日々の状態や体調の変化を見逃さないようにする。

(4) ご家族の来所時に、生活の様子等を伝え、コミュニケーションを通じて理解を深め、気軽に足を運んでもらえる良い関係作りをする。

4. 生活面について

(1) 食事

① その日の体調に合わせた食事を提供、「美味しかった」と言って頂けるような食事の時間になるよう心がける。

② 食前のパタカラ体操を行い、唾液分泌の促進、誤嚥の予防に努める。

③ 食事を“美味しい”摂って頂けるよう食事内容の見直しや改善を行う。

- ・個人の体型に合わせたテーブル・イスの高さを調整する。
- ・食べにくい物は、刻んだり、飲み物で呑りやすい時には、トロミの量を調整して対応する。また、食べやすい形で“美味しい食事”を提供できるようにしていく。

④ 食後の口腔ケアをしっかり行い、口腔内の清潔保持に努める。

⑤ 食事に関する情報を、栄養士・厨房と共有し、連携して対応できるようにする。

(2) 排泄

① 排泄状態を把握し、その都度見直しを行いながら多職種間の協力を得る。

② 排便時の消臭対策に努める。

③ パットの見直しを必要に応じ行い、皮膚トラブルを未然に防ぐ。

(3) 入浴

① 日々の体調や状態に合わせた安全・安楽な入浴方法を速やかに検討し実施する。

② 気持ち良く入浴して頂けるよう努める。

③ 浴室内的室温やお湯の温度に注意する。

④ 入浴剤を使用し身体の保温に努め、湯上りに肌の乾燥防止のため保湿クリームを使用するなど肌トラブルを未然に防ぐ。

⑤ 皮膚トラブル時は速やかに看護師に報告し対応する。

⑥ 入浴時に音楽を流すなどリラックスして入浴できる環境づくりを行う。

(4) 生活面

① 声かけは、同じ目線に立って会話するように注意してケアにあたる。

② 感染症対策として、換気・加湿・室温・衣類の調整を行い快適に過ごして頂く。また、職員も体調管理に努める。

③ レク・行事等の参加を通じユニット間の交流やコミュニケーションを図る。また、外出の機会を設け四季を感じて頂けるようにする。

④ 快適に過ごして頂けるよう、掃除の徹底、居室の整理整頓を行う。必要と思われる衣類、備品等の購入を検討するなど速やかに対応できるようにする。

令和2年度 やすらぎの家 事業計画

1. 目標

穏やかに安心して、楽しく生活できるよう寄り添いのケアを大切にする。また、精神面のケアにも重点を置き不安等の緩和に繋げる。

2. 方針

- (1) 笑顔で過ごせるよう、個々が必要としているものを把握しながら、安心して過ごせる生活の環境づくりに努める。
- (2) 日々の体調の変化を見逃さず個々の身体状況に応じたケアを提供できるよう努める。
- (3) 心身共に寄り添い、生活面のサポートやメンタルケアに努める。

3. 具体的計画

- (1) 日々のケアやコミュニケーションを通し、尊厳を尊重したケアを重視、穏やかに生活できるような細やかなケアをする。また、居室内の設えや衛生面・環境整備にも努める。
- (2) 職員間のケアの統一を図ると共に、申し送りの徹底、看護師や栄養士等多職種間との連携を図りながら、情報を共有、多方面からのケアに取り組む。
- (3) 日々の声かけを重視したケアに努める。また、終末期にはご家族の方と連絡を密に取り、尊厳のある最期を迎えるように日々のケアを重視すると共に、居室で過ごす事が多い方に対しては、安心して過ごせるようにメンタルケアに努める。

4. 生活面について

(1) 食事

- ① 嗜好を把握し、身体状況にあった食事の提供が出来るよう看護師や栄養士と相談しながら食事内容を検討し対応していく。
- ② 食事の手伝いや家料理などを一緒にを行い、食事を囲みながらコミュニケーションを取り、楽しい雰囲気の中で食事が摂れるよう環境づくりに努める。
- ③ 食前にパタカラ体操や口腔マッサージを行い唾液の分泌を促進し食への意欲に繋がるよう努める。
- ④ 個々に合わせた食事形態で、盛り付けや見た目、匂い等で五感を感じ取れるような食への楽しみを持って頂く。

(2) 排泄

- ① 身体状況や排泄状況を把握し、個々に合った排泄用品の見直しと選定を行い、毎日が快適に過ごせるよう努める。
- ② 羞恥心に気を配り、声かけや言葉遣いにも注意しながらプライバシーへの配慮を怠らないようにする。
- ③ トイレで快適に排泄が出来るよう、環境づくりとケアを行う。
- ④ 排泄交換後、ベッド内や居室の消臭対策と衛生面に気を配る。

(3) 入浴

- ① 入浴前後のプライバシーに配慮し、気持ちよくリラックスできるよう入浴して頂く。また、浴室内で音楽を聴きながらゆったりできる環境づくりに努める。
- ② 身体状況を把握し個々に合った入浴方法を隨時検討し、安全・安楽な入浴が出来るよう努める。
- ③ 皮膚の状態に合ったシャンプーやボディーソープ、保湿クリームを使用し肌トラブルを未然に防げるよう努める。
- ④ 安全に入浴出来るよう看護師との連携を図り体調管理に努める。
- ⑤ 個々を把握し隨時体調変化に合わせた入浴が出来るようにする。

(4) 生活

- ① 体調を考慮し、ラジオ体操やレクリエーション、行事などへの参加を促しメリハリのある生活を送って頂けるよう努める。
- ② 季節の生花や旬の食べ物で五感を感じ、安らいで心身共に居心地の良い生活空間

作りを提供していく。

- ③ 個々に合わせた起床時間で心地よく目覚めて頂く。また、身だしなみや衛生面に気を配る。
- ④ 居室で過ごすことの多い方には、テレビや音楽を聴けるなどの気分転換や、リラックスできる環境づくりに努め、自分の生活リズムで過ごせるよう配慮する。
- ⑤ 生活場面での現存機能の活用を支援し、お手伝い等で生活の役割を持って頂く。
- ⑥ 移動・移乗時にケガや事故の無いよう全対策を職員間で周知する。
- ⑦ 感染予防に対する意識を常に持ち予防に努める（換気・加湿・室温に気配りする）。
- ⑧ 認知症の方の日常生活を阻害せず、眼で確認できる範囲で行動を観察し現状把握を行う。
- ⑨ ケアの場面で、十分に話を聞き、感情・行動の意味や思いを汲み取り、身体言語を活用し気持ちを支える。

令和2年度 せせらぎの家事業計画

1. 目標

我が家のように気兼ねなく、日々の変化を楽しみながらその人らしい生活が送れるようそっと手を差し伸べる。

2. 方針

- (1) 何気ない声掛けを大切に、居心地の良い居場所作りに心掛ける。
- (2) その人らしさを知る上で、何気ない会話の中で得た情報や、ご家族の協力も得ながら職員間で共有し、日々の暮らしを共に楽しむ。

3. 具体的計画

- (1) 一人ひとりに合った生活リズムとスタイルを尊重する。(24H シートの活用)
- (2) 申し送りの徹底、多職種間との情報を共有しながら統一したケアに努める。
- (3) 家族と少しでも多くの時間を過ごして頂くよう、ご家族との連絡を密に、来所の際は現況報告等を忘れず行う。
- (4) “自分でもこんな事言われたら嫌だな”と言う言葉遣いに留意し、穏やかな気持ちで接する。
- (5) 居室は汚れていないか、介護用品は使い易いか等を気配り過ごし易い環境を整える。

4. 生活面の計画

(1) 食事

- ① 個々に合わせた食器や自助具等を用い、自力摂取される方に対してはより食べ安い体位を提供、介助の要する方に対してはクッションを用いる等、スムーズな嚥下に心がける。
- ② 配膳したものを食して頂くだけでなく状況変化がないかこまめな観察を行う。
- ③ 家料理を通して、利用者と介護職がコミュニケーションを図り楽しい時間を過ごす。
- ④ 口腔ケア、パタカラ体操、口腔マッサージ等を実施、咀嚼、嚥下機能低下防止に繋げる。

(2) 排泄

- ① 排泄チェック表を活用、個々の尿量や臀部状態を考慮しパット選定等を行う。
- ② 排泄交換時に臀部状態の観察を行い、状況に合わせ看護師に報告、状態悪化を防ぐ。
- ③ 排便がスムーズに行えるよう看護師と連携を密に、体調悪化防止に努める。
- ④ フロアや居室などの消臭に努め、清潔感の生活環境に努める。

(3) 入浴

- ① 安心、安全に入浴が出来るよう、リスクも考慮した上で入浴方法や形態を検討して行う。
- ② 音楽等を用い、ゆったりとした入浴が出来るよう心がける。
- ③ 個々に合った入浴剤や保湿クリームを使用し、スキンケアに努める。
- ④ 「お風呂の日」を通して、いつもと違う雰囲気を楽しんで頂く。

(4) 生活

- ① 状態変化を見逃さないよう職員間での申し送りを徹底、体調悪化防止に努める。
- ② 機能低下予防として、朝食前のラジオ体操や、お手伝いを兼ねた体動訓練、たわいのない会話や運動で肺や口角筋を鍛え、維持機能を促進し楽しい時間を過ごして頂く。
- ③ レクや行事等の参加により、他の利用者と交流を図りコミュニケーションをとる。
- ④ 感染症対策として、衣類調整、室温、加湿等に気を配り、同時に職員の体調管理も怠らない。
- ⑤ 不穏時の関わりとして、足を止め、傾聴し、ゆっくり丁寧な言葉遣いに心がける。
- ⑥ 利用者の動線を阻害しない空間作りをする。
- ⑦ プロとしてアイデア、意見を出し合いながらより良い介護にあたる。

令和2年度 だんらんの家事業計画

1. 目標

意思を尊重し、本人らしく過ごして頂けるようなケアに努め、家庭的な雰囲気作りに心かけると共に、安心・安全・安楽に過ごして頂けるよう努めていく。

2. 方針

- (1)「報告・連絡・相談」を徹底し、ユニット職員以外にも同様に申し送り、ご利用者を第一に考えたケアに努める。
- (2)個々の状態把握、体調の変化、身体状況に合わせたケアに努める。
- (3)一人ひとりの性格、意思を尊重し、個々に合わせた接し方に心がけ、現存機能、笑顔を引き出せるよう統一したケアに努める。

3. 具体的な計画

- (1)一番必要なケアとは何かを考え、毎日、穏やかに生き生きと過ごして頂けるようにしていく。
- (2)ご家族の来所時には、日々の様子や体調等の情報を提供し、コミュニケーションを深め気兼ねなく面会に来て頂けるようにしていく。
- (3)室内で過ごすことが多い方には、四季を五感で感じて頂けるよう、家料理・外気浴・日光浴等を行い、気分転換を図るようにしていく。
- (4)落ち着いて過ごせるような雰囲気・環境作りをし、個々にあった居場所作りとコミュニケーションを基に信頼関係を築いていく。

4. 生活面について

(1) 食事

- ① 個々に合った食事形態や、時間に沿って食事が提供できるよう、ユニット職員同士が相談・検討を行い、また、看護師や栄養士とも相談しながら体調に合わせた対応をしていく。
- ② 誤嚥防止のために、食前体操、口腔ケアを継続して行い、口腔機能の維持と経口摂取が継続できるようにしていく。
- ③ 目の前で配膳する事で、目で見ても楽しめるような盛り付けや、食欲が沸くような創意工夫を凝らし、出来るだけ食事の時間を楽しく、美味しく頂けるようにする。

(2) 排泄

- ① 排泄パターンをしっかり把握し、状態・状況に応じたオムツやパット等の見直しを行うことで皮膚トラブルや尿臭の軽減に努め、快適に過ごして頂く。
- ② 個々にあった排便コントロールを行い、トイレでの排泄を促し、その日一日を快適に過ごして頂く。
- ③ プライバシーを守るため、介助中の言葉遣いに十分注意し支援していく。

(3) 入浴

- ① 個々に合った入浴形態を把握し、状態に合わせたケアに心がけ、安全・安心・安楽な入浴に努める。(二人対応等)
- ② 保湿クリームや入浴剤などを上手く活用し、皮膚トラブルを未然に防ぐ。
- ③ 浴室や脱衣室の温度差を解消するため、冬期間は暖房器具等を用いて室温や温度管理に気を配り、快適な入浴時間を整える。
- ④ 気分良く入浴して頂けるよう好みの湯温や好きな音楽をかけ、ゆったりと入浴できるような環境作りを心掛ける。

(4) 生活

- ① 生活にメリハリをつけるため、行事やレクリエーション活動に積極的に参加して頂き、体力維持・増進に努め併せて、他ユニットの方との交流も深める。
- ② 知っている歌を歌い、食前体操等でも発声を促し、ストレス解消や気分転換に繋げる。また、職員も積極的に中に入り一日一日を楽しく過ごせるようにする。
- ③ 個々の性格や好みを把握し、活動的な生活が出来るよう、一人ひとりとコミュニケーションを図り、モチベーションを引き上げ、意欲を出せるよう工夫する。
- ④ 個々の生活リズムに合わせた支援や、声掛けに心掛け、残存機能を引き出し、一つでもできることが増えるよう働きかけを行っていく。
- ⑤ 統一したケアができるように家職員、他ユニット、多職種間で連携を図り、安心した生活を送って頂けるよう支援していく。
- ⑥ 時間に追われることなく、ご利用者を第一に考え、余裕をもってケアにあたり、毎日目標を持って取り組み、充実した一日を過ごして頂けるよう心掛ける。

令和2年度 こもれびの家事業計画

1. 目標

自分らしい生活が出来るよう個々の生活リズムを大切にし、居心地の良い居場所作りに努める。

2. 方針

- (1)自分のペースで生活が営めるよう、想いや訴えを傾聴し心に寄り添ったケアに努める。
- (2)現存能力を活かし、日常生活が維持出来るよう個々にあったケアを提供する。

3. 具体的な計画

- (1)想いや願いを敏感に感じ“今、出来ること”を日々の生活の中で見出して支援をする。
- (2)介護職同士・多職種との連携に努め、個々の情報を共有し統一したケアをする。
- (3)コミュニケーションを図る際、相手の気持ちを考え愛情ある言葉掛けをする。
- (4)ご家族との繋がりを大切に信頼関係を築く。

4. 生活面について

(1) 食事

- ①唾液分泌や嚥下状態保持のため食前体操を積極的に行う。
- ②起床時・食後の口腔ケアは、個々に合った用品を使用し口腔内を綺麗にすることで機能の保持に努める。
- ③目でも楽しめるように目の前で配膳、料理にあった器に盛りつけ、また、食欲が沸くような工夫をしてゆく。
- ④食事は、「愉しく、美味しく」摂って頂けるよう、適温原則での提供は勿論のこと、食欲をそそるような言葉掛けもしていく。

(2) 排泄

- ①トイレで排泄する喜びと、羞恥心を傷つけない言葉かけで、爽快感を味わって頂く。
- ②個々に合った排泄時間、パットの選定、排泄チェック表等を有効活用し、日々快適に過ごせるよう支援する。
- ③排泄物や皮膚の観察を丁寧に行い、皮膚トラブルを予防する。また、個々に合った軟膏等を用い皮膚の保護にも努める。
- ④居室やフロアの消臭対策に努め、本人、来客者に不快を与えないよう配慮すると共に、失礼のない言葉遣いに十分注意する。

(3) 入浴

- ①身体能力に合った介助と、残存機能を活かした安心・安楽な入浴に心がける。
- ②ゆったりとお風呂に浸かれる環境作りに努める。
- ③浴室やお湯の温度に注意し、特に冬期間は洗身中に足浴等で寒さ防止、また、皮膚乾燥防止として入浴剤や湯上りの保湿クリーム等を用いて皮膚トラブルを防ぐ。
- ④入浴時、季節感を楽しんで頂けるような工夫を心掛ける。

(4) 生活

- ①一人ひとりに関わる時間を大切にする。(お茶の時間・居室での時間・余暇の時間等)
- ②居心地の良い空間作りをする。(冬は炬燵を囲みお茶を楽しみ、夏は中庭でお花を見ながらの日光浴等)
- ③レクや行事等の参加により、他の利用者とのコミュニケーションを図る。
- ④感染症対策として、職員の体調管理は勿論のこと、利用者の衣類調節、換気、加湿、室温等に十分注意する。
- ⑤外食ドライブでは、村内・村外の季節を肌で感じて頂くと共に、外で食べることの楽しさを味わって頂き、リフレッシュにも繋げる。

令和2年度 いいたてホーム医務室事業計画

1. 年間目標

高齢・重度化しているなか、終末期においても施設生活が安心して送れるよう、多職種間との連携・協働体制を深め、必要とされる知識・技術について共に学び、最期まで寄り添い支えていく。

また、入居者のみならず、職員の健康管理にも留意し、定期健診は基より、個別の相談などにも対応できるよう専門知識の向上と時節に合った管理指導に努めていく。

2. 業務計画

(1) 入居者及び職員の健康管理、定期健康診断

- ・入居者 —— 年1回の基本検診、年1回の胸部レントゲン（結核検診）
- ・職 員 —— 年2回の基本検診（夜勤業務従事者）年1回の基本検診（一般）
- ・腰痛検査 —— 年2回の医師の診察（特養介護員）有所見者の専門医の受診

① 健康状態の把握

- ・職員間の連絡を密に、情報を共有することで疾病の予防と予測ができるようにする。
- ・定期健診の継続と結果考察・指導の実施
- ・“なんでも勉強会”を活用し健康に対する意識を高めていく。

② 感染症対策

- ・感染症対策委員を柱に活動し、時節に合った内容にする。
- ・予防の重要性について再認識し、多職種間との連携を図る。
- ・インフルエンザワクチンの接種（入居者及び職員）
- ・感染症への理解を十分にし、罹患者発生時の対応が速やかにできるよう職員会議時などにデモンストレーションを行う。

③ 救急勉強会の実施

- ・AEDについての勉強会の実施
- ・緊急時の対応については看護担当職員が実施
- ・施設内で発生しやすいアクシデントとその対処方法についての勉強会

(2) 入居者に対する専門的ケアの導き

- ① 拘縮予防 — 特に、ベッド上で過ごす時間が多い方に対して重力に反した動きを加えることで可動域を広げていく。→ 施設外研修への参加
- ② 口腔ケアの充実 — 疾病予防の意味からも不可欠である。委員会と連携を図ることが施設全体で取り組む基礎となる。→ アセスメント表の作成・ケア評価の見直し。
- ③ 褥瘡予防 — 褥瘡をテーマに、皮膚の健康を意識した内容にしていく。
排泄委員会と協働し、その機序から発生までを学習し、細やかな観察の目を養い、職種を超えた連携に努める。
- ④ 内服薬の管理 — 病院との連絡調整を整備し、また正確に薬を投与する。
- ⑤ 受診への対応 — あづま脳神経外科病院と定期受診の判断と計画を立てる。
入院中に関しては定期的に訪問をし、家族との信頼関係を築く。
連絡体制を整え、緊急時に備える。また、病院との関係を良好に保つ。

(3) 看取り介護について

- ① 多職種間との連携及び情報共有を密にする。
 - ・ 体調不良者及び低栄養高リスク者の把握に努め、ケア会議時には適切な助言と指示ができるようにする。
- ② 方針の明確化・ケアプランへの導入
- ③ 本人・家族との信頼関係を保つ
- ④ 各専門職の権限・責任・能力を理解したうえでの協働
 - ・ 介護士の医行為についての明確化
 - ・ 緊急時の対応勉強会の開催

(4) 業務内容

日勤・・・8時00分～17時00分・・・・朝食から夕食前までの処置・対応
 遅出・・・10時～19時 ・・・・朝食後から夕食後までの処置・対応

3. 日課計画表

	午 前	午 後
日 課	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間状況の把握 ・入居者の一般状態確認 ・受診通院の調整 <ul style="list-style-type: none"> ① 朝食援助 ② 医療処置 ③ バイタルチェック ④ 処方薬の管理 ⑤ 生活援助 ⑥ 機能訓練 ⑦ 昼食援助 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ ケア会議出席 ⑨ 入浴後の衛生処置など ⑩ 医薬品と衛生材料の補充 ⑪ 配薬 ⑫ 夜勤者への申し送り ⑬ 夕食援助 ⑭ 記録

4. 年間・月間・週間内容

	看護職が主体に担う	他職種と連携して行う業務
年 間	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断 ・予防接種 ・医療従事者としての勉強会開催 ・施設内診療の調節と介助 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン作成 ・行事への参加 ・受診介助 ・機能訓練
月 間	<ul style="list-style-type: none"> ・体重測定 ・常備薬点検 ・衛生材料管理 ・勤務表作成 ・定例会の実施 ・機能訓練予定作成 ・なんでも勉強会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・各行事への参加 ・予定表提出 ・各会議への出席 ・各委員会への参加
常 時	<ul style="list-style-type: none"> ・定期回診日の診療補助 ・処方薬分包 ・薬品発注、受理 ・処方薬の把握と服薬指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境、器具の点検と整備 ・通院の介助 ・施設内研修の企画

令和2年度 廉価事業計画

1. 基本方針

「美味しい食べて笑顔で暮らせる」

食事を通じ、五感で食べる楽しみを感じて頂きながら、日々穏やかに過ごせるよう取り組んでいく。

2. 具体的な施策

(1) 食事サービス

① 栄養ケアマネジメントの充実

低栄養状態予防・改善のため、利用者の状態に基づき多職種協働で栄養計画を完成させ、計画に沿った食事提供、評価、モニタリングを実施し個別ケアの充実を図る。

② 美味しく食べられる食事

- 旬の素材を使用、季節感溢れる料理や慣れ親しんだ料理の提供。また、普段と違う空間で集い（ミニディ）、料理を自分で作る楽しみや特別な日の料理等、メリハリをつけながら味わって頂く。
- 利用者の意思や体調を考慮しつつ、また、嗜好も反映させながら、食事形態を隨時見直し、より食べ易い食事を工夫していく。（口腔ケア委員会と連携しながら進める。）
- ソフト食でも、目で見て食欲が湧くようメニューを作る。

③ 季節を感じられる行事食

月	行事	月	行事	月	行事
4	家族会総会	8	お盆、夏祭り、	12	クリスマス会、餅つき、大晦日
5	母の日、柏餅作り	9	敬老会、秋彼岸	1	新年会、七草、小正月
6	父の日	10	開所記念日	2	節分
7	七夕会、土用の丑	11	芋煮会	3	ひな祭り、非常食訓練、春彼岸

（※ 6月、8月、10月、11月は賀寿祝い膳）

④ 利用者と一緒に楽しめる食事

- 百歳賀寿を迎える方が多くバースデーケーキの期待感の高まりも予想され、それを励みに真心込めた創造性豊かなオリジナルケーキでお祝いムードを盛り上げて行く。
- 出張料理の取組みで家庭的雰囲気を味わって頂く。また、ご家族も参加される行事では希望も反映させる等、交流を通して皆で楽しめるよう、より内容の充実を図る。

⑤ 安心・安全な食事

- 衛生管理の徹底。食中毒及び感染症予防に努めると共に、専門機関の各種検査を受け環境衛生を保つ。また、衛生勉強会を実施、周知、意識しながら食の安全を護っていく。
- 食事提供者として自身の体調管理にも気をつける。
- 非常時に備え食料等の備蓄。また、非常食訓練を実施。マニュアルの確認。災害以外の緊急時にも柔軟な食事提供が出来るようにする。

⑥ より効率的に、今迄の経験に新しい技術を取り入れながら業務見直しを進めて行く。

(2) 情報共有と連携強化

- 食事に係る課題クリアに向けて多職種で取り組んで行く。
- 家会議 他職種と連携、情報を共有し食事提供及び内容改善に反映させて行く。

令和2年度 いいたて在宅介護支援センター
指定居宅介護支援事業所事業計画

1. 基本方針

介護保険の基本理念である「高齢者の自己決定権の尊厳」「自分らしい生活の継続」及び「自立支援」を基本とし、ご利用者の意向を踏まえながら、自立支援に向けた居宅サービス計画を作成、そのプランに従ってサービスが提供されるよう多職種の事業者と調整し、在宅等において、今までの生活が継続できるよう支援していく。

(1) 信頼関係の構築

ご利用者とそのご家族の方とのコミュニケーションを重視し、おかれている立場の把握や内外的な要因を取り除くことによって信頼関係を得る。

(2) 課題を正確に捉える

アセスメントを正確に行うことによって、ご利用者及びご家族の方の抱える課題や問題と向き合う。

(3) 情報提供をする

介護保険制度を基に、必要とされる介護サービス提供等の情報等を理解しやすく説明する。また、現状の社会資源に関する情報も提供していく。

(4) モニタリングを行う

身心の状態や生活環境等を的確に把握し、自立支援に向けた必要なサービスが提供できるよう、定期のモニタリングに努める。

(5) ご利用者の立場に立つ

常にご利用者の立場に立ち、何が今必要とされているかと一緒に考え、対応することに努める。

2. 具体的な施策

《ケアマネジメントの充実》

(1) アセスメント（課題分析）

ご利用者及びご家族の方の意向等を把握し、解決すべき課題や生活行為等に対する可能性を抽出し、それらに基づく目標を導き出す。また、得られた情報はケアマネジメントの中核とし状態像を十分に把握する。

(2) サービス担当者会議（ケアカンファレンス）

ご利用者及びご家族の方、サービス事業所が参加することにより、生活への要望や課題を直接会って確認することで、その思いをチーム全員が共有できると共に、ご利用される側が「支援チーム」に支えられているという実感をもってもらう。

(3) モニタリング（サービス実施状況の把握及び評価）

モニタリングは、ご利用者に対する継続的なアセスメントでもあり、ご利用者や家族の要望や苦情を口に出せるような関係を築いていくとともにサービスの実施状況も確認する。

(4) 居宅サービス計画の見直し（再アセスメント）

モニタリングの結果から、ケアプラン変更の必要性が生じた際、その内容を分析しご利用者の状態の変化及びニーズを把握し居宅サービス計画を新たに作成する。

(5) 納付管理

サービス提供事業者からサービスの実績報告を受け、内容を確認し「納付管理票」を作成し翌月10日までに県の国民健康保険団体連合会に提出する。

3. 重点事業目標

- (1) 利用者及び家族に対して、居住地域の福祉サービス情報を提供し、希望するサービスを選択して頂き、サービス利用に繋げる。
 - ① 居住地のサービス事業所等の情報提供
 - ② 居住地のインフォーマルサービスについての情報提供
- (2) 月1回のモニタリング以外に電話連絡で状態を常に把握し、個々の居住地での孤立や意欲低下を未然に防ぐ様に対応する。
- (3) サービス利用事業所から利用状況等の情報を提供して頂き、利用内容の見直しや頻度の見直しにより、利用者の状況に沿ったケア計画を行う。
- (4) 医療との連携を図り、利用者の疾病に対する理解と、緊急時の対応についての確認を行い、状態の把握に努める。
 - ① 入院の情報を確認した際は、速やかに「入院時情報提供シート」を作成し、入院先の病院へシートを持参、又はFAXを送り、利用者の情報を共有する。
 - ② 病院と連携し、状態の確認を行いながら、退院後のサービス利用見直しについて検討し、退院後のサービス利用をスムーズに行える様にする。
 - ③ 入院前と比較して、明らかに状態が変化した際は、区分変更（介護の見直し）について家族に説明し、手續等の申請代行を行う。
- (5) 職員間の情報交換、課題の共有、相談業務の活性化を図る。
- (6) 要介護認定調査の実施。
飯館村からの認定調査委託契約により、1ヶ月に10件程度を目安に実施する。
- (7) 効率的な訪問活動により、計画的かつ効果的な活動を行う。

4. 介護支援専門員の資質・専門性の向上

- (1) 研修会へ積極的に参加し、専門知識の習得に努め資質の向上を図る。
介護保険制度改正に伴う情報を収集し、周知徹底する。
- (2) 不満や苦情について、迅速かつ適切な対応が図れるようする。
受付時の対応について、相手に不安を与えない様に対応する。
- (3) 秘密保持厳守及び個人情報の取り扱いを適正に行う。
言動に注意し秘密保持厳守に努める。
- (4) 困難事例ケース検討及び新規ケースの情報を共有することで、事業所全体で当事業所居宅依頼ケースのケアに取り組む。

5. 在宅介護への支援

- (1) 介護保険制度及びサービス内容の周知をする。
- (2) 介護方法及び社会資源の利用についての周知をする。

6. 各関係機関との連携の強化

- (1) 地域包括支援センターを始め、各関係機関との連携を密にしニーズに沿ったケアマネジメントが行えるよう努める。
- (2) 地域包括支援センターと随時困難事例等の検討会を開催し、改善方法等について検討していく。
- (3) 地域ケア会議に参加し、各関係機関が抱える問題点について、情報を共有する。

令和2年度 事務室事業計画

1. 基本方針

働き方改革に伴い、法的根拠に基づく規則や規程の改正、書類等を順調に整備してきたものの、再度、現書類等の見直しと点検を迅速に行い処理していく。

また、人材不足から法人の経営や運営を困難なものにしていることから、人材確保に努力すると共に環境整備についても取り組む。

2. 具体的な内容

① 諸規程の見直しと点検

- 各法に基づき、根拠や説明責任等を明確にするための書類整備を行う。

② 後方支援の役目を担う

- 規則や規程等の改正に伴い、各事業所が把握・活動し易いように、従来通り説明会等を行う等後方サポートを行う。

③ 財源の維持確保

- 適切な予算収支の執行

効率及び効果的にできる方法は何かを踏まえ予算執行をする。

- 補助金、助成金等の活用

現在ある制度を運営や設備整備等に活用する。

④ 人材確保

- 昨年に引き続き、新たな広報や呼掛け、環境整備（業務や住環境等）に努め、人材確保に繋がる取り組みを提案して行く。

3. その他

必要時に必要な内容を伝達できるよう、適宜の事務所内での勉強会を開催